

つながりが生む 笑顔と安心

民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、地域のために国から委嘱を受け、ボランティア活動を行っています。今回は、委員の活動を紹介します。

心配事や困り事がある時は、お気軽にご相談ください。 ⑧福祉課 ☎ 36-7407



▶地域には、ひとり暮らしのお年寄りや障害のある人、生活に困っている人など、さまざまな人が暮らしています。その誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域の身近な相談役をボランティアで行っているのが民生委員・児童委員です。全ての民生委員は「児童委員」の職を兼ね、高齢者だけでなく児童に関する相談・支援も行っています。中でも、児童に関する相談・支援を専門に行う委員を「主任児童委員」と呼んでいます。

悩みや不安に応じた関係機関へのパイプ役

現在、市内には191人の民生委員・児童委員がいます。委員の皆さんは、介護やひとり暮らしの不安、子育ての悩みや生活上の困り事などを聞き、悩みや不安に応じた関係機関の紹介などをしています。言い換えると、困っている人と行政や社会福祉協議会などの関係機関とをつなぐ「パイプ役」を担っているというわけです。

【主な活動内容】

見守り…ひとり暮らしのお年寄り宅などへお便りなどを持って訪問し、声かけ、見守りをしています。

相談…生活上のさまざまな相談に応じています。

連携…必要な支援を受けられるように関係機関と連携、調整をしています。

情報提供…ニーズに応じた介護や福祉サービスの紹介をしています。

状況把握…災害に備えて、市の避難行動要支援者名簿の作成に協力し、災害時の避難において支援が必要な人の把握に努めています。

【こんなときは相談してください】

◎ひきこもりや不登校のことで悩んでいます。

◎病気などで生活に困っています。



お便り

◎高齢になりひとり暮らしが心配…。

◎子育てのことでアドバイスしてほしい。

◎介護サービス、福祉サービスについて知りたい。

民生委員・児童委員には守秘義務が課せられています。相談で知り得た個人情報は、退任後も含め決して口外することはありませんのでご安心ください。

お住まいの地域の民生委員・児童委員が分からない場合は、市役所福祉課までお問い合わせください。

地域の中から選ばれる民生委員・児童委員

市では、地域をよく知る自治会長に新しい委員の推薦を依頼しています。推薦後、市と県の推薦会を経て、非常勤の地方公務員として厚生労働大臣から民生委員・児童委員を委嘱されます。

任期は3年で、現任期は平成28年11月30日までです。このため、平成28年12月には、委員の一斉改選が行われます。これに伴い、市では今年の12月中旬から、次期委員の推薦を自治会長の皆さんにお願いする予定です。

誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、さまざまな活動をしている民生委員・児童委員の役割をご理解いただき、委員の推薦についてご協力をお願いします。

——— たくさんの出会いに感謝を持って ———

「月1回のお宅訪問は、人生の先輩にお会いできる瞬間。地元生まれではない私にとっては、皆さんから元気をいただく機会です。悩みを直接解決できませんが、感謝の気持ちで、行政などの専門機関とのパイプ役を続けています」



民生委員・児童委員
まつむらひろこ
松村廣子さん(金谷東一丁目)